

韓国知的財産ニュース 2013 年 7 月後期

(No. 251)

発行年月日：2013 年 8 月 19 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<http://www.jetro-ipr.or.kr>

★★★★目次★★★★

※このニュースは、7 月 16 日から 31 日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 発明振興法の一部改正 (7. 30)
- 1-2 不正競争防止及び営業秘密に関する法律の一部改正 (7. 30)

関係機関の動き

- 2-1 産業部傘下機関が知財専門企業の最大株主に (7. 16)
- 2-2 韓国特許庁、デザイン公知証明制度を開始 (7. 18)
- 2-3 中小企業の優秀な知財事業の成功モデルを目指す (7. 19)
- 2-4 韓国政府、コア武器部品の国産化のため中小企業支援 (7. 22)
- 2-5 国有特許の処分手続きが変わる (7. 23)
- 2-6 政府主導で知財価値の評価システムを構築 (7. 24)
- 2-7 国家知識財産委員会、第 1 回 IP・技術価値評価関連機関協議会開催 (7. 26)
- 2-8 韓国とベトナムの経済協力の加速化は素材・部品産業がリード! (7. 29)
- 2-9 韓国特許庁 発明教師の認証制度を施行 (7. 30)
- 2-10 KVIC、ファンドオブファンズ の 2 回目の出資締め切り (7. 30)
- 2-11 知財金融の活性化にエンジンがかかった (7. 30)
- 2-12 2013 年国家研究開発成果評価結果確定 (7. 31)

模倣品関連及び知的財産権紛争

- 3-1 現代車の特許競争力が危ない トヨタと比較すると? (7. 17)
- 3-2 サムスン電子、職務発明補償訴訟で一部勝訴 (7. 18)
- 3-3 オープンソース分野の特許紛争急増…対応策急がれ (7. 20)
- 3-4 サムスンとアップル 1 年間特許交渉 (7. 22)
- 3-5 対中輸出メーカー、中国の実用新案権強化で冷や汗 (7. 22)

デザイン (意匠)、商標動向

- 4-1 「公的機関の業務の偽称行為」業務標章で防止可能 (7.24)
- 4-2 「クラウド・CLOUD」結合商標の出願が増加 (7.29)

その他一般

- 5-1 知的財産権の赤字、50億ドルに迫っている (7.21)
- 5-2 第一毛織、ノバLEDの買収最終詰め交渉中 (7.30)
- 5-3 電力を代替するクール素材商品が人気 (7.30)

法律、制度関連

1-1 発明振興法の一部改正 [施行日 2013.7.30 (ただし、職務発明に関する条文は 2014.1.14 に施行)] 法制処 (2013.7.30)

改正理由

従業員などの交渉力及び手続き的な権利を強化し、補償過程に実質的に参加できるようにするほか、大手企業の職務発明補償制度の導入を積極的に誘導することで、企業全体に正当な補償文化を定着させ、知識産業時代の企業競争力と国家競争力を強化し、産業財産権のサービス業の育成及び関連教会の設立根拠を設けて付加価値の高い産業として発展できる土台を構築するとともに、国内の雇用創出に貢献し、発明教育を活性化するため、発明教育センターの設置・運営など、制度的な基盤を整備する一方、国家研究開発事業の遂行過程において作り出した資料の使用拡大及び記録物に対する信頼の確保に向け、研究ノート活用の促進根拠を設けるほか、その他の現制度の運営上の問題を見直すためである。

主な内容

二. 正当な職務発明補償文化の拡大(案第10条第1項、案第15条第2項・第3項、案第15条第4項の新設、案第17条及び18条)

1)使用者等が大手企業である場合、承継などを目的とする契約や勤務規定を事前に締結又は作成しない限り、通常実施権を行使できないようにする (案第10条第1項)。

2)使用者等は、職務発明に対する補償の形態と補償額を決定するための基準、支払方法等が明示された補償規定を作成し、従業員などに文書で知らせなければならない(案第15条第2項)。

3)使用者等は、補償規定の作成及び変更をするとき、従業員等と協議しなければならないが、従業員等に不利に変更する場合には、従業員等の過半数の同意を得なければならない

い (案第 15 条第 3 項)。

4) 使用者等は、職務発明の補償規定に基づいて決定された補償額等、補償の具体的な事項を文書として知らせなければならない(案第 15 条第 4 項)。

5) 使用者等は、職務発明審議委員会を設置・運営することとし、従業員等が職務発明に関連して使用者等と異見がある場合、審議委員会を構成して審議することを要求できるようにする(案第 17 条及び第 18 条)。

(ジェトロソウル注：職務発明に関する改正内容のみ掲載)

1-2 不正競争防止及び営業秘密に関する法律の一部改正 [施行 2014. 1. 31]

法制処(2013. 7. 30)

改正の理由

新しく多様な類型の不正競争行為に適切に対応するため、不正競争行為に関する補充的な一般条項を新設し、営業秘密侵害関連の訴訟において営業秘密保有の立証する負担を緩和するため、営業秘密原本証明制度を導入し、模倣品の流通の効果的な取り締まりのため、模倣品申告報償制度の法律的な根拠を設ける一方、企業以外の非営利機関などが保有している営業秘密の流出行為も処罰できるようにするなど、現制度の問題の一部を見直し、補完するためである。

主な内容

イ. 不正競争行為に関する補充的な一般条項を新設(案第 2 条第 1 号チャ目新設)

技術の変化などによって現れる新しく多様な類型の不正競争行為に適切に対応するため、他人の相当な投資や努力によって創出された成果などを、公正な商取引慣行や競争秩序に反する方法で自身の営業のために無断に使用して他人の経済的利益を侵害する行為を不正競争行為に関する補充的一般条項として新設する。

ロ. 営業秘密原本証明制の導入(案第 9 条の 2 から第 9 条の 7 まで新設)

1) 営業秘密を含んでいる電子文書が原本であるかどうかを証明するため、その電子文書から固有の識別値である電子指紋を抽出して原本証明機関に登録し、必要な場合、原本証明機関が電子指紋を利用してその電子文書が原本であることを証明する営業秘密原本証明制度を導入する。

2) 営業秘密侵害に関する訴訟において、営業秘密の保有事実に対する立証負担を緩和することができる、営業秘密保有者の権益を効果的に保護できると期待される。

ハ. 模倣品申告報賞金制度の根拠規定を新設(案第 16 条を新設)

模倣品の流通を効果的に取り締まり、その違法性と弊害について国民の認識を向上するため、模倣品申告報賞金制度の導入根拠を新設する。

二. 罰則規定における営業秘密保有主体の拡大(案第 18 条)

個人の経済活動が活発となり、企業の他、個人や非営利機関が保有している営業秘密を保護する必要性の増大により、個人や非営利機関の営業秘密を流出した者も刑事処罰の対象とする。

(ジェトロソウル注：ロとハについては、既に導入されている制度であるが、今般、法的根拠を設けたもの)

関係機関の動き

2-1 産業部傘下機関が知財専門企業の最大株主に

電子新聞(2013. 7. 16)

産業通商資源部(以下、産業部)傘下の準政府機関である韓国産業技術振興院(KIAT)が韓国最大の知的財産専門企業とされるインテレクチュアル・ディスカバリー(以下 ID)に 100 億ウォンを投資、共同最大株主となった。韓国政府が知財の保護・育成に向けて一層積極的に取り組むきっかけにはなるが、一方では、今後、国際的な特許係争が発生したときには「弱み」になる可能性が浮上している。

産業部と知財業界によると、KIAT は最近、ID の新株 200 万株を第三者割当方式で 100 億ウォンで買収することを決め、同日、代金の納入手続きを終えたと 16 日に発表した。KIAT は、ID に投資しているサムスンの系列会社と同じ持ち株率 18%で、共同最大株主の地位を獲得する。

ID は、知財を利用して「創意資本産業」を活性化するため、2010 年 7 月に設立された韓国初の知財専門企業だ。前の知識經濟部が設立を支援し、サムスン電子やポスコ、SK ハイニックスなどの大手企業が共同で出資した。

同社は、2011 年から 2012 年の 2 年間、「KIAT 創意資本基盤造成事業」など、政府から 447 億ウォンの補助金の支援を受けた。

産業部が事業予算ではなく、参加機関の出資という形で ID に投資したのは、今回が初めてだ。産業部は今年、ID に支援を予定していた事業予算 280 億のなかで、100 億ウォンを直接投資に回し、KIAT の持分取得を支援したのだ。

昨年、国会から ID に対する調整権限の強化などの指摘がなされ、その解決策として今回、持分の引継が行われた。「政府が民間の知財企業に数 100 億ウォン規模の事業費を支援しているのに、その企業の統制権原はない」との指摘が何度も提起されてきたからだ。

出資持分の引継により、こうした問題は解決されたが、問題はまだ残る。KIAT は、産業部傘下の 41 の公的機関のなかで、政府政策・事業を受託代行する準政府機関だ。

KIAT が ID の第 1 株主になると、事実上、政府が ID の支配構造に参加することになる。

知財専門家は、今後、知財がらみの紛争が発生したとき、海外の企業や特許管理会社が韓国政府を提訴する可能性を指摘している。KIAT が準政府機関であるだけに、民間の国際貿易に対する政府の介入が違法だと批判を受けることもあり得るという主張だ。

知財業界の関係者は、「特許管理会社が侵害訴訟を進めるとき、ID の持ち分に政府資金が投入されたことを世界貿易機関(WTO)に公正取引の違反として提訴する可能性がある。民間企業の紛争に政府が介入したとみられる可能性がある」と指摘した。

さらに、ID が保有している特許プールを利用し、海外企業を攻撃するときさらに危険だと、専門家は懸念を示している。現在、ID は、特許保険などの守り型ビジネスモデルだけを取っている。

産業部は、「内部検討の結果では問題がなかった」という立場だ。産業部の関係者は、「KIAT は、ただ株主であって、理事会などの実際の経営には参加しないため、問題ない」と説明した。台湾などの海外にも類似な事例があるという。

紛争の可能性とは別途に、ID 事業の早期活性化は、課題としてあげられている。ID は、2011 年と 2012 年、それぞれ 63 億ウォン、79 億ウォンの当期純損失となった。知財事業の特性上、初期の特許権確保に一定期間が必要だからだ。

事業が不振のなか、従来の経営陣の任期が満了し、今月中に最高責任者が交代する。現副社長のカン・スンゴン氏が社長に、産業部 R&D 戦略企画団のアン・ミジョン新産業 MD が副社長に就任する予定だ。

<クォン・ドンジュン記者><イ・ホジュン記者>

2-2 韓国特許庁、デザイン公知証明制度を開始

韓国特許庁(2013. 7. 18)

7月18日、韓国特許庁は、韓国デザイン振興院と共同で、コリアデザインセンターにて「デザイン公知証明制度」の発足式を開催する。創造経済時代における企業競争力の中心的な価値となるデザイン権利の保護に積極的に乗り出すという姿勢がうかがえる。

この日の発足式には、キム・ヨンミン特許庁長をはじめ、韓国デザイン振興院のイ・テヨン院長、ソウル北部地方裁判所ソ・テファン首席部長裁判官、キム&チャンのチェ・キロク代表弁護士、韓国貴金属宝石デザイン協会のパク・ウンスク会長などのデザイン界から約 80 人のが参加する。

デザイン公知証明制度は、自分のデザインを他人が模倣できないよう、創作の事実(創作者・時期)を証明する権利保護制度として、まだデザイン出願をしていない韓国の国民なら、誰でも自分のデザインをデザイン公知証明システム*(www.publish.kidp.or.kr)で簡単に公知証明を受けられる。

* デザイン公知証明システム:デザイン公知申請および証明のためのシステムで、申込書受付の後、簡単な審査を経て、公知認証番号が付与された証明書の発給を受けること

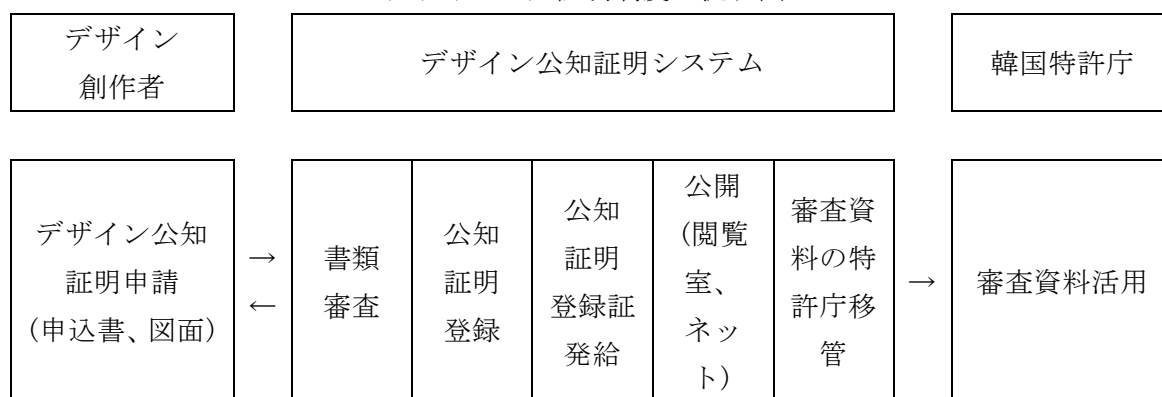
ができる。韓国デザイン振興院が運営する。

デザイン公知証明制度を通じて公知されたデザイン創作物は、韓国特許庁の審査資料として活用され、デザイン創作者以外には(ただし、公知後6ヶ月以内出願が必要)、誰も登録を受けられなくなる。韓国特許庁は、デザイン公知証明制度がデザイン侵害被害を事前に予防するなど、デザイン権利の保護に大きく貢献すると期待している。

一方、発足式では、参加者同士が「デザインの模倣」と書かれた餅ケーキを切り、「デザイン模倣」の根絶に対する決議も固める予定だ。

キム・ヨンミン特許庁長はこの日の挨拶において「デザイン権利の保護を通じて、公正な市場秩序が確立され、国民が希望を持って新しいアイデアを創り出せるよう、デザイン公知証明制度のようなさまざまな取り組みを積極的に実施する構えだ」と述べる予定だ。

〈デザイン公知証明制度の流れ図〉



2-3 中小企業の優秀な知財事業の成功モデルを目指す

韓国特許庁(2013. 7. 19)

中小企業が保有している優秀な特許技術を利用し、事業化や資金の支援、誘致に活用できるための特許技術の戦略的な事業化支援事業が成果を上げている。

この事業は、中小企業が保有している優秀な特許技術を利用し、本格的な事業化推進、必要な資金調達など、ニーズに合わせて事業化を推進する政策として、▲知的財産の活用戦略支援、▲特許技術評価の支援、▲金融と連携した特許技術評価の支援の3トラックで構成されている。

2012年ベースで支援を受けた企業の特許活用率は、81.3%と、全体平均56.5%よりはるかに高く、満足度も87.6%と、事業遂行の結果についても満足を示した。

韓国特許庁は、今年、この事業を通じて計350社を支援する計画だ。

また、今年には、最近関心が高まっている知的財産の保障・投資・担保貸出しなど、金融と連携して知財が資金の確保手段として利用できるようにする計画だ。

これと関連し、韓国特許庁は、7月18日の午後、韓国知識財産センターにてイ・ジュンソク次長をはじめ、事業に参加する中小企業の代表者が参加し、優秀事例の紹介や事業改善案を模索する懇談会を開催した。

韓国特許庁のイ・ジュンソク次長は、懇談会において、「中小企業の革新活動の結果である優秀な知的財産が創造経済の実現において礎の役割を果たせるよう、韓国の実情に合わせた知財の基盤を構築していくことが重要だ。知財事業化に成功した事例を見つけ出し、中小企業の成功に役立てるよう、関連支援事業を拡大していく考えだ」と述べた。

[添付 1]特許技術の戦略的事業化支援事業

□事業目的

○中小企業や個人の発明家が保有している特許技術を活用して本格的に事業化を推進し、必要な資金を調達できるよう、さまざまなオーダーメイド型事業化支援を提供

○特許技術の事業化と取引が連携された総合的な支援システムを構築し、特許技術の活用を促進するための政策的な基盤を確保

□事業内容

| 細部事業 | 事業内容 |
|------------------|---|
| 知的財産の活用戦略支援 | 知識財産権を活用し、事業化を推進するための戦略を確立して韓国特許庁のバックアップ事業と関連した実質的 Action Plan を提供する事業 |
| 特許技術評価の支援 | 特許技術の技術性、権利性、市場性、事業性などを総合的に評価するために必要な費用を支援する事業 |
| 金融と連携した特許技術の評価支援 | 金融機関と連携し、特許技術に対する評価結果を技術保証、貸し出し、投資などの資金調達が成立するように支援する事業 |
| 投資誘致インキュベーション | 優秀な特許を保有している中小企業が投資誘致に対する正しい認識を持つよう、投資誘致教育を支援するほか、投資誘致戦略および事業計画書の作成方法などのコンサルタントを通じて、投資誘致に対する理解および投資誘致の機会を提供し、特許技術の事業化の成功を促進 |

2-4 韓国政府、武器のコア部品生産する中小企業を支援

電子新聞(2013. 7. 22)

武器システムのコア部品を国産化する事業に参加した中小企業の知的財産権確保を支援するため、韓国政府が支援に乗り出す。知的財産権を確保できれば、武器システムのコア部品による輸入代替と輸出など、自主の国防強化につながると期待されている。

国防技術品質院は、武器システムにおけるコア部品を国産化する 10 の事業に参加した 10 社に対し、知的財産権の確保に向けたコンサルタント事業を実施すると 22 日に発表した。武器システムにおけるコア部品を国産化する事業は、中小企業を中心に、輸入に頼っているコア部品を国産化し、国の競争力を高めるため、2010 年政府主導でスタートされた。初の結果として、軌道車両向け速度感知器と方向砲鏡計数機の国産化が年内に完了される予定だ。

コア部品の国産化事業に参加している中小企業は、その大半が零細だ。知的財産権の確保手続きを正確に承知している企業もわずかだ。

国防技術品質院の関係者は、「事業に参加する中小企業は、開発前に他の企業の知的財産権を侵害したか、知的財産権の登録手続きがどうなっているのかなどを全く知らない」と話した。政府主導のコア部品の国産化に参加する企業を含め、国防武器システムの部品メーカーの中で、知的財産権を登録した企業は、1 社もない。

国防技術品質院は、航空機用の任務コンピュータを国産化している「インテルリックス」社をはじめ、レーダー用のクオドパワーPC プロセッサ開発会社の「チョンウ ENG」、TAS-815K 用の地磁気センサーの開発を手掛ける「キョンウオン産業」など 10 社に対し、知的財産権確保コンサルタントを実施する。8 月から始め、12 月に完了する計画だ。

コンサルタントでは、△関連技術の先行特許の調査、△技術侵害の可能性、△特許出願の可能性、△中小企業の特許能力の強化と教育、△情報保護プログラムの準備などを実施する。国防技術品質院の関係者は、「該当中小企業が知的財産権を確保すれば、自主的な国防能力の向上、安定的な軍需支援、輸出競争力の確保、他分野への技術拡大などが可能になるだろう」と述べた。

<シン・ヘクオン記者>

2-5 国有特許の処分手続きが変わる

デジタルタイムズ(2013. 7. 23)

約 3300 件にのぼっている国有特許権の処分手続きが企業配慮型に見直される。

韓国特許庁は、国有特許の民間への移転の活性化と使用拡大を図るため、10 月から国有特許権の処分手続きを現在の「実施料の納付後に契約締結」から、「先無償実施、後清算体制」に転換し運営すると 22 日に発表した。

国有特許とは、公務員による職務発明を国の名義で出願し登録された特許、実用新案、デザインなどの権利を意味する。

現在、国有特許は、企業が発明機関と協議し、予想販売数量に該当する実施料を先に納付してから活用することができる。3 年が過ぎた後、実施の実績がなければ、国有特許権は、完全無償実施対象が変わる。

今回の処分手続き改善により、企業が先に無償で国有特許を使用した後、3 年以内の契約期間が完了すれば、実際の売りにともなう実施料を国に納付するシステムに変

わった。3年後、国有特許による売上の実績がなければ、従来のように完全無償で利用することができる。

産業財産政策課のク・ヨンミン課長は、「国有特許の処分手続きが見直され、国有特許の使用機会が拡大し、お蔵入り特許が利用される一方、売上に応じた実施料の納付が可能となって、民間企業の初期段階でのコスト負担も軽減されると期待されている」と述べた。

<イ・ジュンギ記者>

2-6 政府主導で知財価値の評価システムを構築

電子新聞(2013.7.24)

韓国政府は、特許技術などの知識財産(IP)価値評価システムの見直しに取り組む。公的機関の技術取引データベース(DB)を統合構築し、知財取引を活性化するのが目的だ。知財金融のリスク軽減のため、政府予算による支援策も設けられる。

24日、国家知識財産委員会は、韓国技術センターにて「知財・技術評価に関する政府系機関の協議会」を開き、公的機関のDB統合などを議決した。この協議会は、先月開かれた第2回の「知財価値評価・金融政策協議会」で議論された知財価値評価の標準システムの構築、DBの共同活用、品質管理システムの導入などの評価機関の信頼性向上策のバックアップとして行われた。

知財を技術事業化と創業などに活用するためには、知財・技術価値の評価が前提にならなければならない。しかし、これまでは、評価の信頼度が低く、金融界からの担保貸し出しなど、知財ファイナンスが積極的に行われなかった。技術補償基金、発明振興会、産業銀行、韓国産業技術振興院(KIAT)などが知財取引を遂行したが、情報と事例など、知財価値評価の基盤となるDBが共有されず、これが金融界と知財取引期間の間における情報の不均衡をもたらすという指摘が提起されてきた。知財委は、価値評価の所管法令を有する部署と協議し、DBの共有と統合のための法的根拠を設ける計画だ。知財委の関係者は、「DB統合管理は技術補償基金が、事後管理と改善の作業は、KIATが担当する」と説明した。

韓国政府は、知財価値評価のシステムに、運用上ではネックとなる部分があることを把握した。具体的には、△価値評価に有効な情報の提供が不十分、△実取引の事例など、評価基準となる市場情報が不十分、△事後の分析など、評価品質管理システムの不十分、△知財・技術に関する情報の非対称性と金融機関の価値評価に対する不信、△費用コストの負担、△価格形成のメカニズムの不十分により、従来情報の蓄積困難などが指摘された。

また、金融機関の積極的な投資を後押しするため、リスク要素を最小限化することを決めた。知財委の関係者は、「政府の支援金で金融界のリスクを共有する案を設けている。8月に開かれる第3回知財価値評価・金融政策協議会で具体的な案が議論されるだろう」

と説明した。中小企業やベンチャー企業の技術価値評価コストの負担を軽減させるための予算も拡充される。知財取引の活性化に向けた最終案を 11 月にまでまとめる。知財財産戦略企画団のコ・ギソク団長は、「創造経済とは、結局、アイデア・技術・コンテンツなどの無形の知財が正当な補償を受け、市場で容易に事業化されるよう、金融界と政策の支援があってこそ実現されるものだ。その第一歩がきちんとした知財価値評価である」と述べた。

<クオン・ドンジュン記者>

2-7 国家知識財産委員会、第1回 IP・技術価値評価関連機関協議会開催

未来創造科学部(2013.7.26)

□政府は、特許技術等知識財産の市場活用(事業化・創業・移転・取引)活性化のための金融と政策支援の基礎となる価値評価信頼性の引上げのために、具体的以降方案樹立に着手した。

○国家知識財産委員会(知識財産戦略企画団)は、技術等 IP 価値評価を遂行する期間と政府部署関係者で構成された「IP・技術評価関連機関協議会*」を 7 月 24 日(水)韓国技術センターで開催した。

*未来創造科学部・産業通商資源部・金融委員会・特許庁等、関係部署と韓国産業技術振興院・技術補償基金・韓国発明振興会・産業銀行・韓国化学技術情報研究院等で構成

○今般の協議会は、先月開かれた第 2 次「IP 価値評価・金融政策協議会*(6.27)」にて議論された評価期間の信頼性引上げ方案(標準体系構築、評価 DB 共同活用、品質管理体系導入等)に対する後続措置で、後退的な以降課題選定と制度改善方向を協議した。

□創造経済具現価値サイクルは、「アイデア・研究開発→IP・技術→事業化・創業・移転・取引」を通じて成されるが、まだ、この課程の前提条件となる IP・技術価値評価に対する信頼度は、低調である。

○最近、政府が評価専門家及び評価需要者(金融及び事業化支援機関、取引仲介期間、R&D 期間、IP・技術の権利者・保有者)意見収斂及び現場点検等をした結果、現行の評価制度の接近方向と細部評価項目・要素・基準・手続等、理論体系は、比較的に精密に備えているものの、それを制度的に実際運用する過程においてぶつかる様々な内的・外的障害要因が評価結果に対する低い受容性及び信頼度の原因であることが明らかになった。

○したがって、政府は、問題が深刻であると判断される 6 大障害要因に注目し、それを克服するための革新改善課題を選定・推進することにした。

□今後、「評価関連機関協議会」は、細部課題別に遂行主体を選定し、「IP 価値評価・金融政策協議会」に定期的に推進状況を報告し、最終案を来る 11 月までに設ける予定である。

○一方、政策協議会及び評価関連機関協議会の運営を主管しているコ・ギソク知識財

産戦略企画団長は、「創造経済とは、結局、アイデア・技術・コンテンツ等、無形知識財産が正当に補償され、また、市場にて簡単に事業化されるように、金融及び政策的支援等をしてからこそ可能なものであり、その最初のボタンが正しい価値評価である」と表明した。

| | 障害要因 | 核心改善課題 |
|----------|---|--|
| 評価制度内的要因 | <p>○評価結果の活用主体である評価需要者の需要性・信頼度が低調</p> <p>-評価需要者が直面した意志決定に対する有用な情報提供が不十分</p> | <p>○価値評価標準体系樹立</p> <p>-評価目的・類型別評価手続、方法・要素・基準、準拠情報、評価者力量要件及び構成基準、結果報告書の内容・形式等に対する勧告基準及び実行手続き等を規定するガイドライン</p> <p>*「技術評価基準運営指針(告示)」等に反映し、評価実務指針・マニュアル等で具体化して拡大</p> <p>-特に、金融機関、事業化支援機関、取引中継機関等、評価需要者の当面意志決定支援及び情報提供機能強化</p> |
| | <p>○実際の取引事例等評価準拠となる市場情報が絶対的に不足</p> <p>- IP・技術専門家の他に金融・取引・事業化・創業等市場領域専門家参加不足</p> | <p>○ 評価準拠情報統合 DB 構築</p> <p>-既に蓄積された実取引・評価事例等の共同活用 pool を構築し、行政執行過程及び大学・出えん研究所等で発生する新規取引事例等、情報収集のための制度的根拠を設置</p> <p>-情報の分析・加工及び DB 共有基準を設置し、使用者便宜性を考慮したオーダーメイド型検索システム導入</p> <p>-金融・取引・事業化・創業等市場領域の専門人力教育・養成及び評価参加拡大</p> |
| | <p>○評価結果に対する需要者の需用度及び満足度なども、実際の活用結果に対する事後分析等評価品質管理体系不備</p> | <p>○ 評価品質管理体系導入</p> <p>-評価品質管理専門担当機関指定・運営を通じて個別評価機関に対する力量・サービス品質の診断評価実施及び力量改善コンサルティング支援</p> <p>-評価機関間、専門人力交流支援及び「優秀 IP・技術評価機関認証制」導入等</p> |

| | | |
|----------|--|---|
| 評価制度外的要因 | ○ IP・技術等、無形資産に内在する情報非対称性及び不確実性等のリスクにともなう金融機関等の評価不信傾向 | ○ リスク緩和の仕組みを構築 -金融機関、事業化・創業支援機関、取引仲介・斡旋機関等の慣行的危険忌避(risk aversion)性向を一定部分解消することができる回収支援ファンド、保証・保険等公的なリスク解消対策準備 * 特に、自然発生的な民間評価部門がある程度定着する時までは、評価結果の信頼度を実質的に後押しすることができる政府の役割が必須 |
| | ○ 主な政策ターゲット集団(中小企業、ベンチャ・創業企業、個人発明家等)に評価費用は相当な負担になる。 | ○ 評価費用支援拡大 -創造経済の核心であり、雇用創出効果が大きい中小企業及びベンチャ・創業企業等が保有した IP・技術に対し、金融目的の評価費用支援拡大 * ただし、支援対象 IP・技術に対する事前スクリーンを通じて財政支援効率性を高めて、評価費用・時間及び評価質間の均衡も共に考慮 |
| | ○ IP・技術取引市場等、価格形成メカニズムが微弱で、評価の事前的な根拠となる情報の蓄積及び事後の検証が困難 | ○IP・技術取引活性化総合対策並行推進 -公共及び民間部門に既構築された IP・技術取引市場活性化を阻害する諸般障害要因除去のための汎政府対策並行推進 * IP・技術の価値評価と取引はどちらかの一方が活性化・低迷すれば他の片方も活性化・低迷する交互的關係 |

2-8 韓国とベトナムの経済協力の加速化は素材・部品産業がリード!

産業通商資源部(2013. 7. 29)

□産業通商資源部は、韓・ベトナムの経済協力をさらに深めるため、「韓・ベトナムの素材・部品協力事業」を昨年の試行事業を経て、今年から本格的に推進すると発表

○2011年5月、ベトナムとの間で締結した「経済協力に関する覚書」のバックアップとして素材・部品分野が産業分野の主な協力の議題に選定され、2012年に試行事業を実施

2012年における試行事業の推進成果

- * ベトナムの素材・部品育成 Action Plan を確立
- * 素材・部品の専門人材を対象に試行教育を実施(1週、18人、1回)
- * 素材・部品技術の移転/協力のための30大優先協力技術を選定

□ 2013年における「韓・ベトナムの素材・部品協力事業」の主な内容は、

①韓・ベトナムの素材・部品の専門家育成教育を実施

-毎年、ベトナムの約160人の公務員、研究員、企業のCEOなどを対象に基本過程*、深化過程**に区分し、オーダーメイド型プログラムを運営する一方、企業の訪問、実習などを通じて、韓国のノウハウと経験を教育

* (基本教育過程、1週、3回)韓国の素材・部品産業育成ノウハウ教育など、政策過程

** (深化教育過程、2週、4回)機械、繊維、電子、自動車など、分野別の専門教育過程

-特に、7月29日(月)から一週間開設された「第1回韓・ベトナム素材・部品専門家育成過程(基本)」では、ベトナム産業部のPham Ahn Tuan 副局長など、約20人の政策立案者が参加し、飛躍的に成長した韓国の素材・部品大国への成功ストーリーに深い関心を表明

* (主管)韓国産業技術振興院、(教育運営機関)韓国ニューヨーク州立大学ソンドキャンパス

②韓・ベトナムの素材・部品に関する共同R&D推進

- 両国の技術協力専門家タスク・フォース(T/F)を通じて2012年度に選定した30大の先導協力技術(繊維、自動車、機械、電子分野)に関し、今年の下半期から共同R&Dを支援し、

-共同R&Dに成功した素材・部品は、ベトナム現地に進出している韓国企業が優先購入して初期の販路を確保させ、

-両国の開発需要を踏まえ、今後の共同R&Dを100課題に拡大していく計画

③韓・ベトナムの素材・部品分野におけるネットワーク構築を強化

-「韓・ベトナムの素材・部品専門家育成過程」と連携し、「韓・ベトナム素材・部品企業家の夜*」という行事を開き、ベトナムの高官とベトナムへの進出を希望する韓国企業との間でネットワーク形成を支援する一方、

第1回韓・ベトナム素材・部品企業家の夜

*日付/場所:8.2(金)18:00~/仁川テクノパーク 20 階の国際会議場

*出席者:ベトナム教育生約 20 人、産業部の素材・部品政策課キム・ソンミン課長、韓国企業家約 30 人など計 60 人

・年末には、教育過程修了生を対象にベトナム現地で同窓会を開催するなど、ベトナムにすでに進出している韓国企業との交流会も推進する計画

□チュ・テヒョン素材部品産業政策官は、「韓・ベトナム」の両国間における素材・部品貿易規模は、年平均 23%という飛躍的な増加幅を示しており、貿易全体に占める割合も 43%に達しており、素材・部品分野の協力が両国経済発展に大きく貢献すると強調

* 素材・部品の貿易規模:7 億ドル(2001 年)→94 億ドル(2012 年)、すべての産業の貿易規模:217 億ドル(2012 年)

2-9 韓国特許庁 発明教師の認証制度を施行

韓国特許庁(2013. 7. 30)

韓国特許庁は、発明教師のすそ野拡大と専門性の強化を図るため、優秀な教師に対して認証書を発給し、各種のインセンティブを与える「発明教師の認証制度」を今年の下半期から施行すると発表した。

詳しくは、2 級・1 級・マスターの 3 ランクに分けられ、応募対象は、「初・中等教育法」第 21 条、「幼児教育法」第 22 条に基づいた 2 級以上の教師資格を有している者と資格予定者である。

ランク別の応募基準は、必須と選択の領域に分けられる。必須領域は、発明教育の履修実績と実務の経歴を、一方の選択領域は、発明大会での入賞指導の実績、講義実績及び発明教育関連の研究、特許出願の実績のなかで 2 つの項目を満足させなければならない。また、最後に検定試験を通じて最終認証を受けることとなる。

認証を受けた教師は、今後、韓国特許庁の発明教育センターと教育大学 4 校に設置された発明教師教育センターの専門講師として活動し、発明教育関連事業の審査委員や諮問委員として選定する一方、優秀な教師に報償、教育プログラム研究事業チームを選定するときに優遇するなど、さまざまなインセンティブが提供される予定だ。また、教育部や市・道の教育庁と連携して教師が体感できる実質的なインセンティブを段階的に拡大していく方針だ。

キム・ヨンミン庁長は、「発明教師認証制度の施行を通じて、より多くの予備・現職の教師が発明教育について関心を持って発明教師として参加できるほか、現在活動中の発明教師の専門性を高めるきっかけが得られた。これを通じて学生がより良質の発明教育が受けられるようになったのが大きな成果だろう」と説明した。

一方、韓国特許庁は、発明教師認証制に関する理解をサポートするため、8 月から約 2 ヶ月間、全国説明会を開き、11 月に第 1 回発明教師認証制度のための書類申請受付と試験などを行って来年 1 月に認証教師を選定、発表する予定だ。

2-10 KVIC、ファンドオブファンズの2回目の出資締め切り

デジタルタイムズ(2013.7.30)

韓国ベンチャ投資は、30日、韓国のファンドオブファンズの2回目の提示出資事業に、計7社のベンチャキャピタルが支援したと発表した。出資要請額は745億ウォン、結成予定金額は1240億ウォンだという。

分野別では、「アルバトロスインベストメント」、「テギョン創業投資」、「ストーン・ブリッジ・キャピタル」が特許技術事業化に300億ウォンの出資金を要請した一方、「キウム・インベストメント」、「イス創業投資」、「ユニオン投資パートナーズ」は、製作の初期段階にある文化や映画分野に420億ウォンを要請した。「ポストエック技術投資」は、社会的企業分野に25億ウォンの出資金を要請した。

特許技術の事業化は570億ウォン、製作初期分野は610億ウォン、そして社会的企業分野名60億ウォンを結成目標としている。

韓国ベンチャ投資は、最終結果を来月末に発表し、そのうち、265億ウォン規模を出資する予定だ。選定された企業は、最終選定日から3ヶ月以内に組合結成を完了しなければならない。

今回の事業は、配給・流通前の映画など、文化産業分野や新人のデザイナーによる設立3年以内のファッション企業に140億ウォン、技術移転を希望する企業や知的財産サービス関連企業に100億ウォン、社会的企業に25億ウォンをそれぞれ出資する。

<ユ・グンイル記者>

2-11 知財金融の活性化にエンジンがかかった

電子新聞(2013.7.30)

知的財産金融が創造経済を実現する手段として注目され、政府部署全体から活性化策が積極的に提示されている。知財金融の認識を拡大し、産業知財権・著作権など、知財価値評価システムの信頼を高めることに焦点を合わせた。知財取引の活性化につながる金融優遇策も設けられた。

金融委員会・国家知識財産委員会・特許庁・中小企業庁など、各部署が合同で30日に発表した「創造経済の実現に向けた知財金融活性化策」は、創意的なアイデアが保障される創造経済の環境を構築する目的で設けられた。24日の知財委は、「知財・技術評価の政府系機関による協議会」を開催し、知財金融の活性化に向けた価値評価システムの改善策を発表した。

現在の知財金融は、△知財活用に対する認識の不足と、金融界のリスク回避の傾向、△技術評価保障に基づいた保障・貸出し型支援の限界、△専門性・インフラの不足による知財取引・評価の問題などを抱えている。知財委が提案した価値評価の改善策は、知財金融の活性化のために先に解決すべき知財価値評価の信頼を高めるためのものだ。知

財委は、知財価値評価の体制を構築し、評価の手続きから要素、基準、情報などのガイドラインを提示することを決めた。すでに進められている知財取引の情報を DB 化し、知財金融関係機関が活用できるようとする案についても合意した。

今回発表された知財金融活性化策は、知財金融へのアプローチをしやすくすることに重点を置いた。積極的な取引のため、知財買収資金の優遇保証を新設した。一般保証は、一般的なローン資金を対象に 85% の保証比率、保証料は 1.2~1.3% 程度だ。新たに導入される知財買収資金の優遇保証は、知財買収資金に 90~95% の保証比率、保証料は 30bp~50bp 優遇する。

現在、技術補償基金を中心に特許価値評価に基づいて保証を提供する特許権の技術価値連携保証制度が運営されている。韓国政府は、特許をはじめ、デザイン、実用新案、著作権などの様々な知財に適用できる「知財価値評価保証」を拡大する。最大 50 億ウォンを限度に、保証比率は 90~100% だ。保証料も減免する。

知財関連の金融の活用も活性化させる計画だ。現在、信用補償基金は、貸出し債権回収のリスクを回避できる貸出債権保険を提供する。技術保証金は、売り上げ債務を保証する商取引担保保証を運用中にある。金融委は、「売上債権保険は、現金フローの安定性のための制度だが、特許権などのロイヤルティ基盤の売上債権保険の活用はあまりされていない状態だ。技術補償基金の商取引担保補償も、ロイヤルティ売り上げ債務に基づいた保証供給の実績はない」と説明した。すなわち、回収リスクを減らす金融では、知財分野の活用が不十分だったという意味だ。そのため、韓国政府は、知財ライセンスなどのロイヤルティ関連貸出債権保険と、売り上げ債務保証料を一般的な債権保険などと区別して優遇することを決めた。

未来部も参加する。未来部は、30 日、大学と政府系研究機関が保有している優秀な研究成果の技術移転、技術に基づいた創業を支援するため、技術補償基金と「基礎・オリジナル R&D 成果など事業化の支援に向けた了解覚書」を締結した。未来部と技術保証基金が事業化できそうな技術を定め、経済性などを分析し、技術移転を受けた中小・ベンチャー企業や創業者が事業化資金が必要な場合、技術保証を提供する。

事業化を担当する 1 機関あたり、最大 50 億ウォンを提供し、2017 年まで計 5000 億ウォン規模が支援に投じられる見込みだ。未来部は、R&D の成果と技術金融を連携した「研究成果の事業化支援事業(36 億ウォン)」を先月からスタートし、74 の事業化有望技術を選定した。10 月までに選定された技術の経済性・市場性の分析など、コンサルタントを支援する。

<クォン・ドンジュン記者>

2-12 2013 年度国家研究開発の成果評価の結果が確定

未来創造科学部(2013. 7. 31)

未来創造科学部(以下、未来部)は、「2013 年度国家研究開発の成果評価」をまとめ、「国

家科学技術審議会の運営委員会」の報告を通じて評価結果を確定したと発表した。

国家研究開発の成果評価は、関連法律(国家研究開発事業などの成果評価及び成果管理に関する法律)に基づき、未来部が主管して実施する評価として、(1)政府系研究機関の評価、(2)国家研究開発事業の評価、(3)特定評価の3分野で構成されている。

特に、2013年は、未来部の発足後初めての評価として、評価負担を緩和する一方、客観的な成果に基づいた厳しい評価を行い、信頼と効率を高めるよう努力した。

また、国家研究開発を通じ、創造経済をリードしていくよう、研究機関の責任経営の実績と研究開発事業の研究成果における質的評価の割合を拡大した。

本日発表された評価の結果は、2014年度政府研究開発事業の予算の調整、研究機関の経常運営費、及び機関長の成果年俸の調整、優秀な研究者への報償推薦に根拠資料として活用される予定である。

(1)研究機関の評価

研究機関の評価は、政府系研究機関の機関長の経営実績と研究事業の成果を総合して評価する制度である。

中央の行政機関、基礎技術研究会、産業技術研究会において、所属の研究機関について「自己評価」を先に行い、未来部が「上位評価」を通じてその自己評価の適切さを総合的に検討する方式で施行されている。

2013年には、36の政府系研究機関を対象に「経営評価」を実施し、その中で、産業技術研究会に所属している14の機関については、研究事業評価を並行実施した。

経営評価の結果、36の対象機関のなかで、8機関(22.2%)が優秀ランクに、23機関(63.9%)が普通ランク、5機関が不足ランクと評価された。

産業技術研究会に所属している14の機関は、経営評価の結果(30%)に研究事業評価の結果(70%)を足して総合評価のランキングを決めたが、5機関が優秀、8機関が普通、1機関が不足と評価された。

未来部では、担当部署、基礎技術研究会、産業技術研究会が提出した自己評価の結果をきめ細かく検討し、一部の不適切な事項について、自己評価を担当した部署・研究会に再評価を求め、該当機関は、自己評価を改めた。

2012年評価の結果に比べ、経営評価の場合、優秀ランクの割合は6.4%減少し、不足ランキングは5.3%増加した。

研究事業評価も、優秀事業の割合は7.5%減少し、不足事業の割合は3%増加したが、これは、再評価を行って評価の寛大化が緩和されたためだと分析される。

(2)研究開発事業の評価

研究開発の事業評価は、中央の行政機関が推進する国家研究開発事業を3年ごとに成果と推進システムなどを評価する制度である。

中央行政機関から所管の研究開発事業について先に「自己評価」を施行し、未来部が自己評価の適切さを検討して不適切だと判断される事業について、直接確認・点検する「上位評価」方式に施行されている。

2013年には、17部署の83事業(2012年予算ベースで2兆3537億ウォン)について評価した。その結果、優秀ランクは11件(13.3%)、普通ランクは61件(73.4%)、不足以下のランクは11件(13.3%)となった。

※非常に優秀(90以上)、優秀(90~80)、普通(80~60)、不足(60~50)、非常に不足(50未満)

今年の事業評価は、事業成果の質的な優秀性を中心に評価するため、基礎研究、産業技術の開発、人材の育成など、事業のタイプに応じて主な成果を分析し、その成果の質的な優秀性を評価するとき根拠資料として活用した。

※論文の標準化された影響力の指数、特許の質的なランキング情報などを分析

また、施設事業など、執行実績の確認が必要な事業を除いては、研究現場の評価負担を緩和するため取り組みとして、評価の実効性は低いと判断される執行関連評価指標を大胆に削除した。

(3)特定評価(深層分析)

特定評価制度とは、大型投資事業や、国・社会的な重要性のある事業のなかで深層分析が必要だと認められる事業を選定し、事業間の類似・重複性、成果の効果と推進体制の適切さなどを評価する制度である。

今年の特定評価の対象には、専門家の意見などを反映し、△理系人材の雇用関連事業群(5件の事業)、△先端融合技術開発事業(未来部)、△原子力技術開発事業(未来部)、△中小企業の商用化技術開発事業(中小企業庁)、△素材部品技術開発事業(産業部)を選定し、創造経済の政策実現に向けた「質の高い理系雇用の創出」と、「中小企業の育成」に重点を置いて評価を進めた。

特定評価の結果、優秀な理系の人材に対する需要基盤を強化するため、非正規雇用・派遣などの小手先の対応をせず、専門の研究人材を対象に職業訓練教育を強化し、質の高い雇用を創出する政策方向を提示し、「中小企業の育成」のため、大手企業への支援幅が充実されている一部の事業の予算を調整し、技術的な能力を有している中小企業への支援を拡大するなどの方向に関連事業の在り方を見直すよう勧告した。

特定評価の結果に基づいた勧告事項は、担当部署がバックアップを決めて施行し、未来部は、それを検討して予算の調整などに反映する計画である。

模倣品関連及び知的財産権紛争

3-1 現代車の特許競争力が危ない トヨタと比較すると？

電子新聞(2013.7.17)

昨年、米国に登録した現代自動車の特許件数は、トヨタの5分の1水準であることが分かった。GMやホンダなどの競合メーカーをはじめ、ボッシュ・デンソーなどの部品メーカーより少ないという。自律走行ロボットカーの技術開発において韓国の完成車や部品メーカーとの競争力が低下しかねないという分析だ。

米国のIPOAが16日に発表した「2012年米国に特許登録した300大メーカー」という統計によると、現代自動車は、昨年、米国では314件の特許を登録した。これは、前年より30.8%増加したもので、メーカー別の順位でも11ランク上昇(115位→104位)した。

ところが、世界自動車市場でトップの座を維持しているトヨタは、現代自動車の5倍に迫った。トヨタは、昨年、1491件の特許を登録し、自動車メーカーでは最も多い特許を米国で登録した。今年も、前年より30.8%も増加した。トヨタは、すべての産業群を網羅した特許順位でも、シーメンス、富士通に続いて13位となった。

完成車メーカーではトヨタに続きGM(1374件)、ホンダ(1074件)が2位と3位を獲得した。その次には、世界2強の自動車部品メーカーであるボッシュ(743件)とデンソー(704件)が現代自動車などの完成車メーカーに先んじて特許を確保していることが明らかになった。レーダーセンサーなどの次世代スマートカー向け部品の研究開発に投資の幅を利かせ、自動車用の電子機器部品の特許確保に積極的に乗り出していると分析できる。

「WeAre コンサルタント」社のチョン・ウンキョン代表は、「米国の特許登録件数だけで自動車メーカーの特許水準を評価するのは無理な話だ。しかし、次世代のコア特許は、主に米国で取得していることから、韓国の完成車メーカーの特許競争力が比較的に低下しているという見方もある」と説明した。

一方、完成車や部品メーカーの米国での特許登録は、全体的に増えている。上位10社の特許登録件数は、全て前年より増加した。特に、コンチネンタル(92.9%)とフォード(45.5%)の増加幅が最も高かった。

| 順位 | メーカー | 登録件数 | 前年比の増減率 |
|----|------|------|---------|
| 1 | トヨタ | 1491 | 30.8 |
| 2 | GM | 1374 | 25.8 |
| 3 | ホンダ | 1074 | 11.5 |
| 4 | ボッシュ | 743 | 20.8 |

| | | | |
|----|---------|-----|------|
| 5 | デンソー | 704 | 11.6 |
| 6 | フォード | 643 | 45.5 |
| 7 | 現代自動車 | 314 | 30.8 |
| 8 | 日産自動車 | 244 | 28.4 |
| 9 | コンチネンタル | 218 | 92.9 |
| 10 | ポルシェ | 97 | 22.8 |

<ヤン・ジョンソク記者>

3-2 サムスン電子、職務発明補償訴訟で一部勝訴

電子新聞(2013. 7. 18)

「携帯電話における初声検索」の特許技術を開発したサムスン電子の現職首席研究員が会社を相手に提起した職務発明補償訴訟で、一部勝訴した。だが、現在使われていない技術についてのみ補償の必要性が認められ、補償金額は少額にとどまった。

ソウル中央地裁民事合議 13 部(シム・ウヨン部長裁判官)は、18 日、サムスン電子のアン研究員が会社を相手に提起した請求訴訟で原告一部勝訴を言い渡し、アン氏に対して 1100 万ウォンの支払いを命じた。裁判所は、「アン氏がサムスン電子で仕事をしながら、関連技術を開発して特許を登録できる権利を会社に譲渡したため、特別な事情がない限り、会社は、アン氏に正当な補償金を支給する義務がある」と判決した。

一方、アン氏が補償を求めた特許の中で、実際にサムスン電子が採用している技術については、「以前開発された技術と比較し、進歩性がなく、会社が独占的利益を得ることができなかった」として補償金支払いの義務はないと判断した。補償金請求権が認められた技術は、「この方法以外にも電話番号を検索することが十分に可能であり、サムスン電子製品にも、この方法が適用されていない」として補償金額を 1100 万ウォンに制限した。

アン氏が補償を求めた技術は、携帯電話キーボードで名前を検索するとき、初声だけ入力しても名前を探せる。アン氏は、1993 年、この技術を構成する 2 種類の特許を開発し、会社に譲渡した。サムスン電子は、この中の一つを 2001 年から生産された携帯電話に適用している。アン氏は、職務補償金が 305 億ウォン台に達すると主張した。

<キム・ジュンベ記者>

3-3 オープンソース分野の特許紛争急増…対応策急がれ

電子新聞(2013. 7. 20)

最近 3 年間、ソフトウェア関連の訴訟が急増している。オープンソース知識財産(IP)権について、著作権者が所有権を主張する事例が増加しているためだ。ソーシャルネットワークサービス(SNS)やモバイルプラットフォームなど、ソフトウェア紛争が拡大され、対応策が急がれている。

韓国電子情報通信産業振興会の特許支援センターは、「紛争予防システムの技術分類別における世界の特許訴訟では、「デジタルデータ処理関連ソフトウェア技術」をめぐる特許紛争が爆発的に増加した。特許管理会社(NPE)だけでなく、大手のソフトウェア開発会社が訴訟に参加していることが確認された」と説明した。

昨年、ソフトウェア関連技術の特許訴訟は、1803件と、医薬およびバイオ技術(488件)、デジタル情報の送信技術(438件)に比べ、その件数をはるかに多い。2010年454件に過ぎなかったのが2011年には762件と、1年で倍以上増加したのだ。

提訴を受ける企業としてはMSとアップルが最多だが、最近では、オープンソースを採用しているGoogleや、フェイスブックなど、会社の訴訟も急増している。米国における訴訟でGoogleとフェイスブックは、ソフトウェア分野では、それぞれ3位(36件)と4位(26件)にランクされるほど、多くの訴訟が提起されている。特許支援センターのイム・ホギセンター長は、「GoogleがOracleの特許を侵害したという判決が下されれば、アンドロイドを基盤とする機器を生産・輸出する韓国企業もOracle特許を侵害したことになる可能性が出てくる」と話した。GoogleとOracleの原審を担当した陪審員が「ジャバパッケージで編集可能なコードをGoogleが一部侵害した」と評決した。

オープンソースは、無料で配布されたプログラムではあるが、プログラム著作者がプログラムのすべての権限を有する。イムセンター長は、「オープンソースソフトウェアのライセンスの一部には、特許付与、特許報復条項を置いている。オープンソースを選択するとき、関連の特許条項の有無を考慮して紛争に備えなければならない」と説明した。SKプラネットのチョン・ヒョンジュン弁理士も、「オープンソースという概念を、著作権を完全に放棄したことだと誤解すると、著作権法や契約違反など、法的責任に追われる可能性がある。海外では、オープンソースのライセンス使用にともなう紛争の可能性などをきめ細かく分析しているが、韓国企業は、まだ認識が不足した状況」と説明した。

<クォン・ドンジュン記者>

3-4 サムスンとアップル 舞台裏では特許交渉

デジタルタイムズ(2013.7.22)

サムスン電子とアップルが裁判所で特許攻防を継続しているその裏舞台では、特許交渉を着実に進めてきたことがわかった。特に、2月には、最終合意まで話が進んでいたことが明らかになり、年内の交渉妥結がささやかれている。

米国ウォールストリートジャーナル(WSJ)などの外国メディアは、21日、iPhoneの米国輸入禁止判定と関連し、米国国際貿易委員会(ITC)が今月の初めに公開した文書において、サムスンとアップルが昨年9月から現在まで、特許交渉を進めてきたことが確認されたと報道した。

この文書によると、サムスンとアップルは、今年2月、合意直前まで話が進み、この過程でサムスンは、包括的クロスライセンスの締結を提案したという。

両社の交渉は、アップルが昨年 8 月末、米国陪審員評決で勝訴した直後、9 月にサムスンに交渉を提案したのがきっかけとなった。これに先立ち、昨年 5 月、サムスン電子未来戦略室のチェ・ジソン室長をはじめ、アップルのティム・クック最高経営者(CEO)などの幹部が米国裁判所の命令に応じて交渉を進行したが、形だけで終わってしまった。

アップルの提案によって始まった交渉は、昨年の 12 月と今年 3 月に集中的に行われ、2 月 7 日には、各社の幹部に伝わる了解覚書(MOU)の草案まで作成するなど、合意が目前であったという。しかし、終盤で異見を縮めることができず、3 月には交渉が決裂した。

以後にも、サムスンによる交渉再開の提案があったほか、6 月には、ITC が 아이폰の輸入禁止判定を下した後、両社が交渉テーブルに復帰したが、合意に至る道筋は険しい状態だ。

一方、業界では、早ければ年内の合意を見込んでいる。両社が昨年独自で交渉を進めてきただけに、いつでも交渉に乗り出す可能性があるためだ。特に、サムスンとアップルの訴訟が一方的な勝利に終わることのできない側面があり、単に交渉で有利な地位を確保するための手段に変質したため、両社の紛争を終わらせることは、結局交渉による合意になるというのが業界の見方だ。

業界の関係者は、「2 年以上訴訟を進めてきたが、巨額の費用を使いながらも確かな勝利を収めることもできず、疲労が積もっている。両社とも、交渉だけが解決の糸口を探る手段だということは承知の上だろう」と話した。

<キム・ユジョン記者>

3-5 対中輸出メーカー、中国の実用新案権強化で冷や汗

電子新聞(2013. 7. 22)

中国が自国企業保護のため、実用新案権の行使を大きく強化し、韓国企業の被害が広がっている。実用新案は、特許権による保護対象となっている「発明」に比べ、活用されず消えてしまうアイデアレベルの「考案」を保護するため設けられた制度だ。中国は、別途の実用新案審査を行わず、出願すればすぐ登録される無審査登録制度を施行している。そのため、登録が容易である一方、紛争に巻き込まれる可能性も高くなっている。

中国が技術特許だけでなく、実用新案権を中心とする知識財産(IP)政策を強化したことで、現地に進出した韓国企業が知財権侵害の警告状を受けたり、訴訟に巻き込まれたりするなど、被害が拡大していることが 22 日に確認された。

そのため、技術特許だけでなく、実用新案の先行技術調査も視野に入れた前防衛的な知財権管理が必要だという指摘が出ている。

昨年、韓国特許庁に出願された実用新案は 1 万 2422 件と、特許出願(18 万 8305 件)の 10%を下回っている。しかし、中国の場合、2010 年以後から実用新案が特許より多く出願されている。2001 年 7 万 9722 件から 2011 年には 58 万 5467 件と、10 年で 7

倍以上も増加した。チシム特許法律事務所のユ・ソンウォン代表弁理士は、「開発途上国は、自国産業を保護する目的で、特許権よりも実用新案権を重視する傾向が強く、海外企業の自国進出を妨害する例が多い。中国も、実用新案の保護を強化している国の一つだ」と説明した。

問題は、中国では実用新案権の場合、技術評価請求がなくても権利行使が可能だという点だ。侵害警告状を送るために技術を評価する韓国とは状況が完全に違う。そのため、中国に進出した海外企業に不利になっている。

スマートフォン 117 向けタッチグローブを開発している A 社は、中国の流通網を確保するため、中国の電子商取引専門大手「アリババ」と製品の供給契約を結んだ。しかし、中国市場にタッチグローブを販売し始めると、類似の実用新案権を持った 3 つの会社がアリババに侵害警告状を送った。

アリババは、昨年、A 社に対し、実用新案侵害物品を納品したという理由で、一方的に契約解約通知状を送った。ユ代表弁理士は、「中国は、自国企業を保護するため、特許権と同様に実用新案権の行使を重視している。中国進出のためには、特許だけでなく実用新案の先行技術調査までを事前に行う必要がある」と説明した。

実用新案で企業が訴訟に巻き込まれる例も多くなっている。コンテナ盗難防止の取っ手の実用新案権を出願した中国メーカーは、韓国企業が中国に設立した B 社が実用新案権を侵害したとして訴訟を提起した。裁判所は、中国メーカーが実用新案を登録した以後から、B 社は製品販売を行ったとし、侵害判決とともに民事責任を問うた。実用新案は、特許より進歩性の判断基準が低く、無効化も難しいというのが中国 IP 専門家の説明だ。

知財専門家は、中国進出のためには、「簡単な技術でも製品に適用されているものなら、必ず実用新案を出願しておくべきだ。中国企業の実用新案権について事前検索と回避設計、対応策などをあらかじめ調査する必要がある」と指摘した。

チシム特許法律事務所が調査した資料によると、韓国が中国に出願した産業財産権の中で、実用新案権の割合は 2%に過ぎず、中国の登録件数に比べると、非常に低い水準となっている。

<クォン・ドンジュン記者>

デザイン（意匠）、商標動向

4-1 「公的機関の業務の偽称行為」業務標章で防止可能

韓国特許庁(2013. 7. 24)

業務標章とは、非営利の業務を行う機関の業務を表示するために使用する標章を意味

する。業務標章は、商標と類似しているが、その対象が非営利業務となっている。業務標章には、「大統領府」、「kobaco」などの公的機関の名称だけでなく、「大韓仏教曹溪宗」などの非営利の民間団体の名称から、「釜山国際映画祭」、「関東別曲文化祭」などの地域イベントの名称も含まれる。

商標制度は、個人の財産権を保護することが目的だが、一方では、社会的な問題を解決する手段にもなり、業務標章がその機能を果たしている。

営利を目的に公的機関などの標章を誰でも使用できるとなれば、一般人は、公的機関の業務だと勘違いするなど、社会的な混乱をもたらすだけでなく、機関の公信力とイメージを阻害し、公的機関への不信を助長する恐れがある。業務標章は、こうした問題を防止するために運営される制度だ。

業務標章は、年間 600 件以上が出願されており、2010 年 376 件、2011 年 454 件、2012 年 509 件と、毎年、登録件数が増加している。制度に対する関心が高まるにつれ、一部の地方自治団体は、他の地方自治体や個人が業務名称を模倣できないようにするため、この業務標章を積極的に利用している。

キム・ヨンミン特許庁長は、「業務標章は、企業でない公共機関や非営利団体を詐称する営業活動を制裁する手段として、活用価値が非常に高い。公共機関が信用を維持し、消費者の被害を予防するためには、業務標章制度を積極的に取り入れる必要がある」と述べた。

4-2 「クラウド・CLOUD」結合商標の出願が増加

韓国特許庁(2013. 7. 29)

ここ数年間、IT 分野でもっとも大きな関心が寄せられている「クラウド・コンピュータ」の「クラウド、CLOUD」という単語が結合された商標の出願が急速に増加しているという。

クラウド・コンピュータ(Cloud computing)とは、ネット上のサーバーにデータの保存、ネットワーク、コンテンツの使用など、IT 関連のサービスを統合して使用できるコンピュータ環境を意味するもので、2~3 年前から博覧会や技術展望などに登場している。

最近、ソウルのコエックスで開催された韓国最大の IT 見本市「ワールド IT ショー 2013(World IT Show 2013)」でも「クラウド・コンピュータ、ビッグデータ、IT サービス」が主な品目として展示された。

韓国特許庁が IT 分野における「クラウド、CLOUD」と結合した商標の出願を調査した結果によると、2000 年まではわずか 1 件、2008 年までも累積 11 件に過ぎなかったが、2009 年 7 件、2010 年 29 件、2011 年 37 件、2012 年 68 件、2013 年 5 月まで 11 件が出願されるなど、急増していることが明らかとなり、こうした技術トレンドが反映されたためだと分析されている。

そのほかにも、いつでもどこでもコンピュータができる情報通信環境を意味する

「UBIQUITOUS」の頭文字をとった「UBI」、「3D」、「OLED」などと結合した商標が多数出願・登録されているという。

商標 3 審査チームのキム・ドンウクチーム長は、「商標やブランドが企業戦略において重要となっており、いまや技術の変化が特許だけでなく、商標出願からもうかがえる。ただ、クラウドや CLOUD のように、みんなが使用するようになったことでトレンド化されたり、商標の誠実をあらわす単語の場合、それだけでは商標としての識別力がないため、部分を結合して出願しなければならない」とアドバイスした。

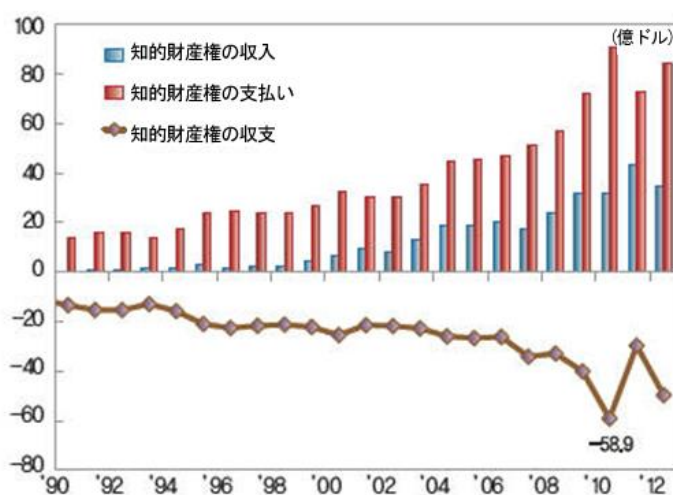
その他一般

5-1 知的財産権の赤字、50 億ドルに迫る

電子新聞(2013. 7. 21)

技術集約型 IT 関連品目の輸出が増加するとともに、海外へのロイヤリティー支払いも増え、韓国の知的財産権における収支の赤字幅が広がっている。

韓国銀行によると、韓国の知的財産権収支赤字規模は、昨年 49 億 5000 万ドルとなった。2010 年の赤字規模は、58 億 9000 万ドルまで拡大し、企業の R&D 投資増加と特許クロスライセンス締結の拡大などを背景に、2011 年には、29 億 6000 万ドルに縮小された。だが、昨年は、IT 関連品目の輸出が増え、知的財産権による収支は、事業サービスと旅行収支の次に韓国のサービス収支を悪化させる要因となった。



出処：韓国銀行の経済統計システム(ECOS)

<知的財産権収支 (樹脂) 推移資料-韓国銀行>

知的財産権による収入は、2009 年以後から 30 億ドル水準を越え、2011 年には、43

億 4000 万ドルとなった。これは、外国企業とのロイヤリティー契約を結び、収益を上げている韓国ゲームメーカーの知的財産権収入が底上げの背景だ。

業種別に分析すると、自動車は黒字を記録したが、電機・電子、卸小売、出版・映像・情報など、大半は赤字となった。先端技術の海外への依存度が高い電機・電子分野は、知的財産権収入と支出ともに最も高くなっている。

最近、K ポップなどの韓流が世界的に拡大し、オンラインゲーム、音楽、ドラマ、映画などの文化コンテンツによる収入が大幅増加している。2010 年 3 億 4000 万ドルから 2011 年 6 億 8000 万ドル、昨年には 8 億ドルを記録した。

地域別では、最も多くの独自技術を保有している米国、EU、日本を相手には赤字を、世界の生産工場が集中している中国と東南アジアには黒字を記録した。知的財産権による収入は、中国、米国、東南アジアの順で、大半が韓国企業の海外直接投資比率が高い地域だ。

米国と日本、フランスなどの技術先進国における知的財産権による収支は、大幅黒字を記録したが、中国は、赤字幅が大きくなっている。最大の黒字国である米国は、2011 年、842 億 2000 万ドルの黒字を記録した。

韓国銀行は、知的財産権収支の改善のためには、△独自技術の確保、△知的財産権に強い中小企業の育成、△知的財産権の市場活性化が求められると述べている。韓銀経済統制国際収支チームのノ・チュンシクチーム長は、「政府による基礎・応用研究開発への投資の拡大と、高い技術力に比べ、知的財産権の管理能力が弱い中小企業への支援を強化しなければならない。国内企業と研究機関などが保有している知的財産権でプールを形成し、必要な時に知的財産権を売買、またはライセンスなどを仲介する専門会社(NPEs)を活性化する必要がある」と強調した。

<キル・ジェシク記者>

5-2 第一毛織、ノバ LED 買収交渉の最終詰め中

電子新聞(2013. 7. 30)

第一毛織は、ノバ LED 買収に関し、交渉の最終的な詰め作業を行っている段階であることが分かった。

30 日、外国メディアと業界によると、第一毛織は、第 3 四半期内にドイツの有機発光ダイオード 176(OLED)素材を生産するノバ LED(Novaled)の買収をまとめる計画だという。早ければ今週内に買収の交渉を締結するという意見もささやかれている。

ノバ LED は、OLED 関連の多くのオリジナル特許を保有しており、コア素材も生産している。代表的には、PIN(P-doped, Intrinsic, N-doped)という素材だ。これは、正孔輸送層(HTL)と、電子輸送層(ETL)に p 型素子と n 型素子を加えて電子移動のスピードを高め、動作を円滑にする役割をする。

第一毛織は、OLED 素材の事業を強化するため、ノバ LED の買収を推進している。

今回の買収は、サムスンディスプレイとサムスン電子にも影響を与えると見込まれている。サムスは、LG と繰り広げている特許係争において、事態の拡大を防止するほか、今後の交渉でも有利な地位を占めることができる。

買収金額は2億ドル以上と予想されている。4月までは、第一毛織とドゥサンが買収競争に参加し、金額は3千億ウォンにまであがっていたが、5月、ドゥサンが買収を放棄し、価格交渉が再開されて買収価格が低くなったという。

第一毛織の関係者は、「ノバ LED の買収を推進しているのは確かであるが、詳しいことはコメントできない」と述べた。

<ムン・ボギョン記者>

5-3 電力を代替するクール素材商品が人気

韓国特許庁(2013. 7. 30)

例年より早く始まった猛暑と梅雨が続けている。夏の電力需給がひっ迫し、節電とともに、猛暑との戦争を繰り返している。

そのため、電気などのほかの動力なしに暑さに耐えるクーリング商品に関心が集められている。

クールマットやクール座布団、クール衣類、クールスカーフ、クールチョッキなど、クール素材を適用して体感温度を下げる製品だ。

こうしたアイデア製品と、機能を備えた新製品が特許出願されるなど、さまざまなクーリング商品が続々と登場している。

韓国特許庁によると、2000年から2012年までのクール素材関連の特許出願は、計80件出願され、2006年までは1、2件が出願されたが、猛暑と熱帯夜が続いた2007年から2012年まで、クール素材は、1年間平均9件と、出願が急増した。

熱帯夜の寝どころや人が座っているときに使用する「クールマット」や、「クール座布団」は21件の特許が出願されている。背中やお尻の熱を吸収する吸収型ポリマーを用いて体温を3~5度下げる製品が人気を集めている。

夏場のアウトドアやレジャーをはじめ、日常生活でも人気を得ている「クール衣類」や「クール生地」は、クール素材の中で最も多い30件が特許出願された。アウトドア衣類の生地は冷汗、吸収速乾などの機能性を加え、汗の吸収度を高め乾燥させ、体温を下げる機能がある製品だ。

「クール帽子」は8件、「クールマフラー」は7件が出願された。頭や額、首に触れるバンド部分をクール素材にし、体温を下げて涼しさを感じさせるのが特徴だ。

アウトドアで活動するとき、紫外線から腕を保護し涼しくする「クールアームウォーマー」、寝床で止揚する「クール枕」、チョッキにクール素材を適用した「クールチョッキ」など、さまざまな商品が並ぶ。

こうした冷汗機能をするクール素材は、猛暑対策とともに、消費者のニーズを満足さ

せるほか、エネルギー節約にも役立つ。こうしたクール素材の特許出願は、企業の割合が87.5%と、個人(12.5%)よりはるかに高い。

韓国特許庁の繊維生活用品課のソ・イルホ課長は、「猛暑が続くとき、暑さ対策としてさまざまなクーリング商品の特許出願は増加していくと考えられる」とコメントした。

過去のニュースは、<http://www.jetro-ipr.or.kr/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただきますようお願いいたします。

<https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=3665>

また、本ニュースレターの配信停止、メールアドレス等の変更、購読メールマガジンの追加等は下記の URL の情報管理ページからログインの上、お手続きをお願いいたします。なお、ログインにはパスワードが必要ですが、パスワードは同ページの「パスワードお問い合わせ」からお調べいただくことが可能です。

<http://www5.jetro.go.jp/mreg/menu>

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行:JETRO ソウル事務所 知財チーム